

官報

号外 昭和二十四年五月十九日

○國第五回
衆議院會議錄第三十二號

昭和二十四年五月十八日(水曜日)
議事日程 第三十号

午後四時十二分開議
○議長(幣原喜重郎君) これより会議
を開きます。

第一節 内部部局（第五條—第十二條）
第二節 附屬機關（第十三條）
第三節 地方支分部局（第十四條—第十七條）

第一條 この法律は、大蔵省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

六 職員の任免及び賞罰を行ひ、
その他の職員の人事を管理するこ
と。

七 職員の厚生及び保健のために
必要な施設をなし、これを管理
すること。

八 職員に貸與する寄舍を設置
し、これを管理すること。

九 所掌事務に関する統計及び調
査資料を頒布し、又は刊行する
こと。

十 所掌事務の監査等を行う、法令

明治二十五年三月三十一日

- 第一 大藏省設置法案(内閣提出)
- 第二 郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 電氣通信省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 郵政省設置法及び電氣通信省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出)
- 第五 國家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第六 國立学校設置法案(内閣提出)
 - 本日の會議に付した事件
- 日程第一 大藏省設置法案(内閣提出)
 - 日程第一 郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
 - 日程第三 電氣通信省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
 - 日程第四 郵政省設置法及び電氣通信省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出)
- 日程第五 國家行政法組織法の一
部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第六 國立学校設置法案(内
閣提出)
 - 貸金業等の取締に関する法律案
(内閣提出)

第一 大藏省設置法案(内閣提出)
第二 郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第三 電氣通信省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第四 郵政省設置法及び電氣通信省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出)

第五 國家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(幣原喜重郎君) 日程第一、大藏省設置法案、日程第二、郵政省設置法の一部を改正する法律案、日程第三、電氣通信省設置法の一部を改正する法律案、日程第五、法令の整理に関する法律案、日程第六、國家行政組織法の一部を改正する法律案、右五案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題提出いたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長齋藤隆夫君。

第三章	外局	地方支分部局	(第十四條—第二十三條)	
第一款	證券取引委員會	(第二十條—第五十五條)	財務部	(第十九條—第五十一條)
第二款	內部部局	(第二十九條—第三十三條)	稅關	(第二十二條—第二十三條)
第三款	附屬機關	(第三十四條—第三十五條)	國稅廳	(第二十六條—第二十七條)
第四款	地方支分部局	(第三十五條—第四十一條)	關稅廳	(第十四條—第二十三條)
第三節	造幣廳	(第四十二條—第五十六條)	海關	(第十四條—第二十三條)
第四節	印刷廳	(第四十九條—第五十八條)	郵政廳	(第十四條—第二十三條)
第五章	職員	(第五十七條—第五十八條)	檢察廳	(第十四條—第二十三條)
第六章	公團	(第五十九條)	法院	(第十四條—第二十三條)
附則			司法院	(第十四條—第二十三條)
第一章	總則		監察院	(第十四條—第二十三條)
第二章	この法律の目的		憲法	(第十四條—第二十三條)

第三條 大藏省は、左に掲げる事項
に關する國の行政事務及び事業を
一體的に遂行する責任を負う行政
機關とする。

一 國の財務

二 通貨

三 金融

四 証券取引

五 造幣事業

六 印刷事業

(権限)

第四條 大藏省は、この法律に規定
する所掌事務を遂行するため、左
に掲げる権限を有する。但し、そ
の権限の行使は、法律（法律に基
く命令を含む。）に従つてなされ
なければならない。

一 予算の範囲内で、所掌事務
遂行に必要な支出負担行為をす
ること。

二 収入金を徵收し、所掌事務の
遂行に必要な支拂をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な
事務所等の施設を設置し、これ
を管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な
業務資材、事務用品、研究用資
材等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

十一 所掌事務の周知宣傳を行うこと。
十二 大藏省の公印を制定すること。
十三 國の予算、決算及び会計に関する制度を統一すること。
十四 國の予算及び決算を作成すること。
十五 國の予備費を管理すること。
十六 各省各廳の支出負担行爲又は支拂の計画を承認すること。
十七 各省各廳の小切手又は國庫金振替書につき認証を行うこと。
十八 國の予算の執行に関し、報告の徵取、実地監査及び指示を行ふこと。
十九 國の財務の總轄の立場からする地方公共團體の財務の調整に関すること。
二十 內國稅を賦課徵收すること。
二十一 土地台帳及び家屋台帳を管理し、土地及び家屋の賃貸價格を決定すること。
二十二 稅務代理士の許可を與え、これを監督すること。
二十三 關稅及びとん稅を賦課徵收すること。

二十四 関税法規による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締を行ふこと。

二十五 税関貨物取扱人の許可を與え、これを監督すること。

二十六 専資權（アルコールに関するものを除く。）を管理すること。

二十七 國有財產を總轄し、報告の徵取、実地監査及び指示を行うこと。

二十八 普通財產を管理処分すること。

二十九 國家公務員の宿舍の設置、維持及び管理に關する總合調整を行うこと。

三十 貨幣及び紙幣を發行し、日本銀行券の發行を監督すること。

三十一 國庫金を出納、管理及び運用すること。

三十二 國債の發行、償還及び利拂を行うこと。

三十三 預金部預金を管理し、預金部資金を運用及び經理すること。

三十四 米國対日援助見返資金を管理並びに運用及び使用すること。

三十五 外國爲替を管理すること。但し、貨物の輸出爲替の処分、貨物の輸入爲替及び輸入信用狀の取得（外國爲替銀行の行う処分及び取得を除く。）並びに外國爲替を取り組まないで行う貨物の輸出及び輸入の取締に關するものを除く。

三十六 銀行業、信託業、保険業、無盡業その他金融業を営む者を免許し、これを監督すること。

三十七 金融機關の融資及び金利を規制すること。

三十八 証券取引所を登録し、これを監督すること。

三十九 証券業者及び証券業協会を登録し、これを監督すること。

四十 株式又は社債の発行に関する届出書又は報告書を審査し、必要な措置をとること。

四十一 商品取引所を免許し、これを監督すること。

四十二 公認会計士試験並びに公認会計士(会計士補を含む。)の登録及び監督を行うこと。

四十三 酒類の製造業又は販賣業を免許し、これらを営む者を監督すること。

四十四 貨幣、章はい、記章、緞印、合金及び金属工芸品を製造し、旧貨幣を鑄つぶすこと。

四十五 貴金属の精製、配給及び品位の証明並びに鉱物の試験を行うこと。

四十六 日本銀行券、紙幣、國債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他証券類を製造すること。

四十七 官報、法令全書その他の印刷物を編集、製造及び発行すること。

四十八 印刷廳の業務上必要な用紙を製造し、すき入紙の製造の取締りを行うこと。

四十九 通貨の製造工場を管理及び監督すること。

五十 前各号に掲げるものの外、法律(法律に基く命令を含む。)に基き、大藏省に属せしめられた権限。

(内部部局)
第五條 本省に、大臣官房及び左の五局を置く。
主税局
理財局
管財局
銀行局
(特別な職)
第六條 本省に財務官一人を置く。
2 財務官は、大臣官房及び各部局並びにその他の機関の所掌事務に係る涉外事務に関する総務を行ふ。
3 大臣官房に官房長を置く。
4 官房長は、大臣官房の事務を統轄する。
5 次長は、局長を助け、局務を整理する。
(大臣官房の事務)
第七條 大臣官房においては、大蔵省の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。
一 機密に関すること。
二 大臣の官印及び省印を管守すること。
三 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに勅令及び訓諭に関する事務。
四 大蔵省の機構、定員及び運営に關し調査、企画及び立案すること。
五 所管行政の考査を行うこと。
六 法令案その他公文書類の審査を行うこと。
七 所管行政の総合調整を行うこと。
八 報道事務を統轄すること。
九 公文書類を接受、發送、編集及び保存すること。

十一 所管行政に関する調査、統計作成及び資料の収集並びに印刷物の頒布及び刊行を行うこと。

十二 印紙類を出納及び保管すること。

十三 行政財産及び物品を管理すること。

十四 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する施設をなし、これを管理すること。

十五 専賣制度を調査、企画及び立案し、日本專賣公社を監督すること。

十六 前各号に掲げるものの外、大蔵省の任務を遂行するため必要な事務で他局及び他の機關の所掌に属さないものを行なうこと。

十七 調査部においては、前項第十一の事務をつかさどる。
(主計局の事務)

第八條 主計局においては、左の事務をつかさどる。

一 國の予算、決算及び会計に関する制度を調査、企画及び立案し、これを統一すること。

二 國の予算及び決算を作成すること。

三 國の予備費を管理すること。

四 各省各廳の歳出予算の翌年度開始前の歳金の交付を承認すること。

五 各省各廳の会計年度開始前の歳金額の移用又は流用を承認すること。

六 各省各廳の歳出予算の経費の支拂の計画を承認すること。

七 各省各廳の支出負担行為又はこと。

八 各省各廳の小切手及び國庫全
　　振替書を認証すること。

九 各省各廳の支出負担行為の認
　　証に關すること。

十 各省各廳の賣買、貸借、請負
　　納員を監督すること。

十一 其他の契約の指名競争及び
　　意契約並びに前金拂及び概算拠
　　を承認すること。

十二 各省各廳の出納官吏及び出
　　告の徵取、実地監査及び指示を
　　行うこと。

十三 各省各廳の歲入の徵收及び
　　收納に関する事務の一般を管掌する
　　こと。

十四 國の貸付金（他の部局の所
　　掌に屬するものを除く。）を經
　　理すること。

十五 特別職である國家公務員等
　　に関する給與制度を管理する
　　こと。

十六 國家公務員等の旅費その
　　実費弁償の制度を管理する
　　こと。

十七 國家公務員等の共済組合を
　　他の福利厚生に関する施設を
　　なし、これを管理すること。

十八 地方公共團體の歲出に關す
　　ること。

（主税局の事務）

第九條 主税局においては、左の事
　　務をつかさどる。

一 稟稅に関する制度を調査、企
　　画及び立案すること。

二 土地台帳及び家屋台帳に關す
　　る制度を調査、企画及び立案す
　　ること。

三 大藏省所管の稅外諸收入を管
　　理すること。

四 関稅及び、とん稅を賦課徵收す
　　ること。

種類 目的						
税務代理士せん衝審議会						
中央酒類審議会						
中央株式等評価審議会						
名 称	位 置	管 輄	区 域			
東京國稅局	東京都	東京都	神奈川縣 千葉縣 山梨縣	第三十六條 國稅廳に、地方支分部局として、國稅局を置く。	2 前項に掲げる附屬機關の組織、所掌事務及び委員その他の職員について、他の法律(法律に基く命令を含む。)に別段の定めある場合を除く外、政令で定め	2 前項に掲げる附屬機關の組織、所掌事務及び委員その他の職員について、他の法律(法律に基く命令を含む。)に別段の定めある場合を除く外、政令で定め
関東信越國稅局	東京都	埼玉縣 新潟縣	大城縣 栃木縣 群馬縣 長野	第三十七條 國稅局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。	第三十七條 國稅局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。	第三十七條 國稅局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。
大阪國稅局	大阪市	大阪府 京都府 兵庫縣 奈良縣 和歌	第三十七條 國稅局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。	第三十七條 國稅局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。	第三十七條 國稅局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。	第三十七條 國稅局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。
札幌國稅局	札幌市	北海道	第三十七條 國稅局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。	第三十七條 國稅局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。	第三十七條 國稅局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。	第三十七條 國稅局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。
仙台國稅局	仙台市	宮城縣 岩手縣 福島縣 秋田縣 青森	第三十七條 國稅局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。	第三十七條 國稅局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。	第三十七條 國稅局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。	第三十七條 國稅局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。
名古屋國稅局	名古屋市	愛知縣 静岡縣 三重縣	第三十七條 國稅局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。	第三十七條 國稅局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。	第三十七條 國稅局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。	第三十七條 國稅局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。
金沢國稅局	石川縣	福井縣 富山縣	第三十七條 國稅局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。	第三十七條 國稅局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。	第三十七條 國稅局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。	第三十七條 國稅局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

(内部部局)		第三十八條 國稅局に、左の五部を置く。	
種	類	目	的
直稅部	國稅局	第三十九條 左の表の上欄に掲げる機関は、國稅局の附屬機關として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。	(附屬機關)
關稅部	國稅局		
調查審察部	國稅局		
經理部	國稅局		
前項に定めるものの外、國稅局			
地方酒類審議会	國稅局	國稅局長の諸問に應じて、酒類の生産及び配給に関する重要な事項並びに酒類の級別、類別及び種別について調査審議すること。	
地方株式等評價審議会	國稅局	國稅局長の諸問に應じて、財產税の課稅標準に關し、株式等の價額について調査審議すること。	
不動產評價審議会	國稅局	國稅局長の諸問に應じて、財產税の課稅標準に關し、不動產の評價について調査審議すること。	
財產審査会	國稅局	國稅局長の諸問に應じて、財產税の課稅標準等に關する事項について調査審議すること。	
地方宅地質貸價格調査会	國稅局	國稅正法第七條第一項に規定する事項を調査すること。	

2 前項に掲げる附屬機關の組織、

所掌事務及び委員その他の職員に

ついては、他の法律（法律に基く
命令を含む。）に削除の定がある

場合を除く外、政令で定める。

(稅務署)

第四十條 國稅局の所掌事務の一環

を分掌させるため、所要の地に、

税務署を置く。

2 前項に規定する事務の外、税務

署は、当分の間、特定財産管理会

の施行に関する事務で財務部の分

掌するものの一部を分掌する。

3 稅務署の名称、位置、管轄区域

及び内部組織は、大藏省令で定め

る。

(税務署の附属機関)

第四十一條 左の表の上欄に掲げて

機関は、税務署の附属機関として

置かれるものとし、その設置の日

的は、それぞれ下欄に記載する通

りとする。

種類	目的
財産調査会	税務署長の諮問に應じて、財産税の課稅價格の更正決定について調査審議すること。
宅地賃貸價格調査会	税務署長の諮問に應じて、增加所得稅の所徴金額について調査審議すること。 税務署長の諮問に應じて、臨時宅地賃貸價格修正法第七條第二項に規定する事項について調査すること。
第三節 造幣廳	税務署長の諮問に應じて、增加所得稅の所徴金額について調査審議すること。
(任務及び長)	税務署長の諮問に應じて、增加所得稅の所徴金額について調査審議すること。
第四十二條 造幣廳は、造幣事業を行ふことを主たる任務とする。	税務署長の諮問に應じて、增加所得稅の所徴金額について調査審議すること。
2 造幣廳の長は、造幣廳長官とする。	税務署長の諮問に應じて、增加所得稅の所徴金額について調査審議すること。
(権限)	税務署長の諮問に應じて、增加所得稅の所徴金額について調査審議すること。
第四十三條 造幣廳は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで、第四十四号及び第四十三号に掲げる権限を行使する。	税務署長の諮問に應じて、增加所得稅の所徴金額について調査審議すること。
(内部部局)	税務署長の諮問に應じて、增加所得稅の所徴金額について調査審議すること。
第四十四條 造幣廳に、左の二部を置く。	税務署長の諮問に應じて、增加所得稅の所徴金額について調査審議すること。
一 作業部	税務署長の諮問に應じて、增加所得稅の所徴金額について調査審議すること。
(総務部の事務)	税務署長の諮問に應じて、增加所得稅の所徴金額について調査審議すること。
第四十五條 総務部においては、造幣廳の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。	税務署長の諮問に應じて、增加所得稅の所徴金額について調査審議すること。
一 機密に關すること。	税務署長の諮問に應じて、增加所得稅の所徴金額について調査審議すること。
二 長官の官印及び廳印を管守すること。	税務署長の諮問に應じて、增加所得稅の所徴金額について調査審議すること。
三 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他的人事並びに教養及び訓練に關すること。	税務署長の諮問に應じて、增加所得稅の所徴金額について調査審議すること。
(作業部の業務)	税務署長の諮問に應じて、增加所得稅の所徴金額について調査審議すること。
第46條 作業部においては、左の業務をつかさどる。	税務署長の諮問に應じて、增加所得稅の所徴金額について調査審議すること。
一 貨幣を製造し、旧貨幣等を鏽つぶすこと。	税務署長の諮問に應じて、增加所得稅の所徴金額について調査審議すること。
二 章はい、記章、極印、合金及	税務署長の諮問に應じて、增加所得稅の所徴金額について調査審議すること。

三 び金属工藝品を製造すること。
金、銀その他の重要金属の地

び左の二部を置く
業務部

二 官報、法令全書、その他の刊行物を編集、製造及び発行すること。

監督すること。

四、アーチカルの製造の取扱い

五 印刷廳の業務上必要な物資を 調達する二社。

六 経費及び收入の予算及び決算

を作製し、会計事務を行うこと。

七 行政財産及び物品を管理する

一〇六〇

第五十四條 製造部においては、左

の事務をつかさどる。

紙、郵便切手、郵便はがきその

他証券類及び印刷物の印刷並びに印刷廳の業務上必要な用紙類

の製造を行うこと。

二 関係の印刷工場及び用紙類製造工場に対し技術及び作業を指

道監督すること。

機械その他の設備を管理すること。

(研究所、工場、教育所及び病院)

第五十五条 印刷業に、左の上欄に掲げる研究所その他の機関を管

く。その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

官報号外

会計士管理委員会事務局令（昭和二十三年政令第百六十七号）

目次を次のように改める。

十 人事に関し、左に掲げる事務
（一）職員の階級、任免、分
を処理すること。

(一) 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務及び教養に関する事項。

(二) 職員の需要及び採用に関すること。

する計画案の取りまとめをすること。

(三) 職員の定員に関する事。
(四) 職員の厚生及び保健に関する事。

(四) 職員の厚生及び保険に関する事務を処理し、並びに必

要な施設を設置し、及び管理すること。

(五) 職員に貸與する宿舎を設置し、及び管理すること。

(六) 職員の訓練に關し、取り まとめをする二事。

(七) 郵政省共済組合に関するまとめをすること。

法令の執行に関する事務を処理すること。

**十一 資材及び物品に關し、左に
掲げる事務を處理すること。**

(一) 各部局の要求する資材及
　　ぶ物品の需要計画の取りまと

ひ物品の需要計画の取りまとめ及び割当に關すること。

(二) 資材及び物品を購入し、
借り入れ、修理し、加工し、

出納し、保管し、及び配給すること。

(三) 倉庫及び工場を設置し、
及ぶ管理する事。

(四) 不用となつた資材及び物及ひ管理すること。

(五) 委託により郵便に関する品を処分すること。

物品を加工し、又は郵政事業
特別会計の保有する物品を賣

脚気全般の保存で、本物品を賣り渡すこと。

十二 土地、建物、工作物又は船舶並びにその附帶設備（以下不

動産といふ。又は國有財產に
關し、左に掲げる事務を処理す

هندوستان

第二十一條及び第二十二條 削除

「総務長官」を「電氣通信監」に改める。

「方式実用化部」を「器材実用化部」に、

「器材実用化部」に、「器材実用化部」に、

「基礎研究部」を「基礎研究部門」に、

「特許出版部」を「特許出版部門」に、

「試作部」を「試作部門」に、

「事務部」を「事務部門」に、

同條第二号から第四号まで及び第十

八号中「施設局」を、「施設部」に、

同條第四号中「施設部門の各部局」を

「施設局」に、同條第十七号中「資材

局」を「資材部」に改める。

第二十五條中「各局、部及び研究

所」を「経理局、部及び研究所」に、

「第一條から第二十條まで及び前

三條」を「第一條から第十五條ま

で、第十六條から第二十條まで及び

前二條」に改める。

第二十六條第二項中「電氣通信研

究所を除く。」を、「資材部及び電氣

通信研究所を除く。」に改め、同條

第三項を削り、同條第二項の次に次

の二項を加える。

4 電氣通信大臣は、第一項に掲げ
るもの之外、資材部の事務の一部
を分掌させるため、必要な地に資
材部出張所を設けることができる。

5 地方機関は、それぞれ第七條第
一項に掲げる各部局の所轄の下に
その所掌事務を遂行しなければな
らない。

6 第二十七條第二項を次のように改
める。

2 地方電氣通信局の名称、管轄区
域及び所掌事務の範囲は、政令
で、内部組織は電氣通信省令で定
める。

第三十一條を次のように改める。

(内部部局)
第三十一條 電波廳に、長官官房及
び左の三部を置く。

法規統治部

施設監督部

電波部

(特別な職)
第四十條 航空保安廳に次長一人を

置く。

2 次長は、航空保安廳長官を助け、

職務を整理する。

第四十一條中「事務部」を「航空保

安廳に改め、同條第三号中「公文書

を」の下に「授受し、発送し、」を加
え、同條第七号中「技術部の所掌に
属するものを除く。」を削り、同條

第九号中「所掌の」を削り、同條第十
三号中「素材を調達すること」を「集
材の需給計画を設定し、並びにこれ
を調達し、出納し、及び保管するこ
と」に改め、同條第十六号を削り、

同條第十五号の次に次の十号を加え
る。

16 不法に施設された無線周波施
設を探査すること。

17 電波を監視し、及び規正する
こと。

18 不法に施設された無線周波施
設を探査すること。

19 無線用水晶片及び周波数測定
器具を校正すること。

20 電波廳の所掌事務を遂行する
こと。

21 航空保安施設の建設及び保
存計画を設定すること。

22 機器、物品及び素材の仕様
を作成し、設計し、及びその製
作を監督すること。

23 機器、物品及び素材の修理
に関する事。

24 航空保安施設の建設、保
存及び修繕に関する工事を設計
し、実施し、及び監督すること。

25 航空保安施設の改善のた
め、内部組織は電氣通信省令で定
める。

26 電氣通信調整審議会は、前項に
掲げるものの外、第一項の事項に
關して關係各大臣に建議すること

27 電氣通信調整審議会は、委員十
五人以内をもつて組織すること

28 委員は、關係各廳の職員及び學
識経験のある者のうちから、内閣
総理大臣が委嘱する。

29 この法律に定めるものの外、電
氣通信調整審議会に關し必要な事
項は、政令で定める。

力のために開催される國際會議

に代表者を派遣すること。

二十五 前各号に掲げるものの
外、法令に基き航空保安廳に屬
させられた権限に關すること。

二十四條を次のように改める。

(電波技術審議会)

第四十六條の三 電波技術審議会
は、電波監理長官の諸問題に應じ
電波の規律に必要な技術に關する
事項を調查審議するための機關と
する。

第五十條中「電氣通信審議会」を
「電氣通信省運営審議会、電氣通信
整審議会及び電波技術審議会」に改
める。

第四十二條 削除

第四十四條中「第二十二号」を「第
二十二号、第二十三号」に改める。

第四十五條中「第五十一條に規定
するもの之外」を削り「電氣通信審
議会」を「電氣通信省運営審議会
」に改める。

第四十六條中「電氣通信審議会」を
「電氣通信省運営審議会」に、同條第
二項中「電波規正審議会」を「電波技
術審議会」に改める。

第四十七条 削除

第四十六條の二 「電氣通信調整審議
會は、第九條第十一号の二から第十
一号の五までに掲げる事務の円滑
な遂行を圖るために機関とする。

第四十六条の二から第十四号の五までに掲
げる権限行使するには、電氣通信
調整審議会の議決を経なければな
らない。

2 電氣通信大臣が第五條第十四号
の二から第十四号の五までに掲げ
る権限行使するには、電氣通信
調整審議会の議決を経なければな
らない。

3 電氣通信調整審議会は、前項に
掲げるものの外、第一項の事項に
關して關係各大臣に建議すること

4 電氣通信調整審議会は、委員十
五人以内をもつて組織すること

5 委員は、關係各廳の職員及び學
識経験のある者のうちから、内閣
総理大臣が委嘱する。

6 この法律に定めるものの外、電
氣通信調整審議会に關し必要な事
項は、政令で定める。

(電波設置法)

郵政省設置法及び電氣通信省設置
法の施行に伴う関係法令の整理に
關する法律案

郵政省設置法及び電氣通信省設
置法の施行に伴う関係法令の整
理に関する法律案

第一條 左に掲げる勅令は、廃止す
る。

の機構より十二の長を整理して、本来六月一日から施行しようとするものであります。(五五、一九、二三) 年

本案は、四月十八日、本委員会に付託され、ただちに政府の説明を聞き、通信委員会と連合審査会を開いて質疑を行つたのち、五月十七日討論採決の結果、多数をもつて原案の通り可決いたしました。

する法律案について申し上げます。

改革の根本方針に基いて、第三回國会

において成立を見ました電氣通信省

の機構を簡素化するもので、本設置法の基本構想である、、つくるライン・

オルガニゼーションの先駆の理念との

調節をはかるとともに、従来の組織段階上、各二二三

隙を一齊に一段ごく縫下けたのであります。すなはち、専務長官室裏

通信監に改め、長官官房を電氣通

信監室とするほか、業務部門、施設部門の運営が、主に、各

該部門担当の理事一人を廢して業務局、施設局とし、両部門の各局

を部とするとともに、人事局を大臣官

房人事部とし、業務部門及び施設部門

の総務室をいすれも廃止しまして、結局從來の機構より理事二人、七司を減

府省の機械、電波局をはじめ、また外局につきましては、電波廳

では四部を三部に、航空保安廳では二

部を廢止して次長一人を置くこととして、本年六月一日から施行する予

るものであります。

本案は、四月十八日、本委員会に付

詰され、ただちに政府の説明を聞き、

追加審議会と追合審査会を開いて質疑を行つた後、五月十七日討論採決の結果

果、多數をもつて原案の通り可決いた

しました。

次に郵政省設置法及び電氣通信省設置法の施行に伴う関係法令の整理二編

品源の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案について申上げます。

卷之三

本案は、郵政省設置法及び電氣通信省設置法の施行に伴い、通信省官制と下諸官制を廢止するとともに、関係法規も令中ににおける字句の読みかえを規定する所であります。

本案は、四月二十二日、本委員会に付託され、ただちに政府の説明を開き、質疑を行つたのち、五月十七日、討議、採決の結果、多數をもつて原案省略、可決いたしました。

次に國家行政組織法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、各省等における行政事務の統合化と能率化とのため特に必要ある場合はにおいては官房及び局に部を置くことができるところとし、國家公務員法の改正に伴い各省次官を一般職として、その権限をもつばら事務の総括に当らせることとするほか、内閣總理大臣總書記官二人を三人に改め、六月一日から施行しようとするものであります。

本案は、四月十八日、本委員会に付託され、ただちに政府の説明を聞き、審査を進めて参りましたが、本案に対する法務府、各省及び法律で内閣總理大臣その他の國務大臣がその長に当ることと定められている行政機關に特別職たる政務次官各一を置くことができるところと、その總數は内閣總理大臣その他の國務大臣の總數を越えてはならないことをとし、從來の各省次官を事務次官と改めるほか所要の改正を行う修正案が提出され五月十七日討議採決の結果、多數をもつて修正案の通り修正議決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○田中総之進君　私は、ただいま齊藤内閣委員長より御報告になりました大あります。これを許します。田中総之進君。

〔田中総之進君登壇〕

でござりまするが、いかなる理由ですか、この連合審査会が開かれなかつたのであります。
さらにわれくへは、昨日に至りましたて、せめて連合審査会が開かれないと、ならば、委員外発言によつてわれくへの、たださんとするところをただしたいと、いうことを申し出で、さらに委員外発言が不可能といたしまするならば、大蔵委員会においてまとめて申立てたところの大蔵委員会の大蔵省設置法案に關する要望事項を内閣委員会へ申し入れたいから、討論採決はしばらく猶予してもらいたいと、委員会正式の決定をもつまして内閣委員会に申し入れをしたはずでござります。それにもかかわらず討論採決が強行せられまして、一昨日の本會議に緊急上程をなされるという予定でござりましたならば、昨日の午前中に討論採決を行つといふ必要も了解せられないではありませんけれども、昨日緊急上程せられず、本日午後のこの本會議に上程せられるなるならば、少くとも大蔵委員会の一一定の要望は内閣委員会において取り上げられてしかるべきであると思われくへは考えるのでありまするが、(拍手)この点に対しまして、齋藤内閣委員長より、われくへ大蔵委員会一致の要望が入れられなかつたことにつきまして、この際御答弁を煩わしたいと思ひのであります。

との関係がきわめて複雑になつておる実情から、われ／＼は、かね／＼この予算事務を統一しまして、主計局をむしろ内閣に移管して、予算廳的な統一あるところの制度たらしめなければならないと、いうことを主張して參つておるのでございますが、この点につきましては、政府の中におきましても、増田官房長官が別の委員会において、この際大藏省の主計局を内閣に移管する旨の約束をされたと聞いておりますが、大藏大臣は、この点につきまして、予算行政の一元化のために、この際大藏省の主計局を内閣に移管する意思ありやいなやということを、まず伺いたいのであります。

最高司令官の要求があつたことはわれわれも承知いたしておりますけれども、もしも連合國最高司令官の要求がなかつたならば、徵稅機構の強力なる一元統一という点について、大藏大臣はあくまで主税局をもつて淮もとする腹であったのかどうか。私は、國会に提出せられる法案の理由書の中に、連合國最高司令官の要求に基いて政府が提出するというような理由が明示せられたことは、この國稅廳設置に関する大藏省設置法案の修正案が初めてであると了解するのであります。かくのごときことでは、一体占領下にあるとはいえ、日本の政治の自主性が認められていることに對して、國民をやえ私はいたずらに疑惑を持たしめるゆえんであると思うのであります。が、（拍手）この点に対する大藏大臣の明確なる所信を伺いたいであります。

さらに大藏省設置法案によりますと、ならば、本省にはなお主税局を置き、一方外局として國稅廳を設置するのであります。が、これをさらに強化する意願ありやいなやという点をただしたのであります。ことに國稅廳の機構に関する問題につきましては、從來財務局を總務部に格下げをいたしまして、國稅廳の地方支分部局といたしますして、國稅局を設置せられますけれども、徵稅の第一線官廳でありますところの稅務署が、一面において國稅廳の出先官廳であると同時に、なお省令をもつて定めることでござりまするが、徵稅第一線の役所としての財務署の内部の構成につきましては、いか

なることを大蔵省令をもつて定めようとしておるかということを、この際明瞭らかにしていただきたいのであります。さらに國税廳の設置の問題に關連いたしましては、当然定員法がこの線でござりまするが、いまだ國会に提出に從つて修正されなければならないのをせられておりますところのこの定員法には、國稅廳を外局とすることに対しまする何らの修正が行われておらないのであります、所管大臣としての本多國務大臣の明確なる答弁を煩わすものであります。

題と地方財政委員会との関係についてお伺いをいたしたいのです。地方財政に關しましては、木村國務大臣を委員長といたしまするところの地方財政委員会が今日嚴として存在しておるのであります。しかるに、大藏省設置法の中におきましては、あるいは主計局、あるいは理財局、あるいは主税局に、なお地方財政に関する分担事項を規定しておりますが、これは行政機構を單純化して行つ、また簡素化して行くといふ線から、地方財政委員会に統一すべきであると考えるのであります。が、この点に対する木村國務大臣並びに池田大藏大臣の所見を伺つておきたいのです。

次は、第八條の十七にござりますところの國家公務員に対する福利厚生に関する施設を大藏省の所管事項としたておることは、たゞ國家公務員を対象とするものであるとしたしましても、これは私は当然厚生省の所管であらねばならないと考えるのであります。当然これに伴う財務に關する事項は大藏大臣が扱つてもよいと思うのであります。が、これは本來ならば厚生省に移管すべきものであると考えるのであります。が、この点に対する政府の所見を伺いたいのです。

同様な関連におきまして、第十一條の管財局の規定の中に、賠償に関する事項をなお大藏省が取扱つておるのであります。が、これまた山口國務大臣を長といたしまするところの賠償廳が今日嚴然としてある限りにおきまして、しかも賠償關係は、まだ確定的ではございませんが、これは中止せられるというようだ關係が明らかになつております。が、当然賠償する矢先でございまるから、当然賠償廳に一元化すべきであると考えるのであります。が、この点に対する関係をあわせて伺つておきたいのです。

最後に、第十二條の八には、信用協同組合の免許に関する事項を大藏省設置法が規定しております。しかし、信用協同組合という制度は、今日われわれは法的の根拠を持つたものとして見受けらるることができないのであります。むしろ大藏省の所管に属しておるのでは、私は市街地信用組合であると考えるのであります。ところが、市街地信用組合は大藏省の所管からはずされてしまつて、いまだないところの信託業等の取扱に関する法律案の中には市街地信用組合に関する規定も含まれておるにもかかわらず、いまだ法律の制限せられておらない信用協同組合といふようなものを大藏省の所管事項の中に規定し、当然大藏省が所管しなければならない市街地信用組合を大藏省の所管事項からはずしたということは、私は納得ができないのであります。この点に対して、大蔵大臣から明確なる所信を伺つておきたいのであります。(拍手)

いろいろな質疑が出、また意見を述べられまして、十分に議案審査の実を経たと思つております。もちろん委員長の独断でそれをとりはからうことができませんでした。委員会からして、もう一へん連絡審査会を開け、という申込みがあつたのであります。むろん委員長の独断でそれをとりはからうことができませんでした。委員会に諮りましたところ、委員会の多数によつて、その必要なしとのこう決定いたしましたから、委員長いたしましては、それ以上何事もなすことの機能を持つておりません。さう御承知を願います。(拍手)

〔國務大臣池田勇人君登壇〕

○國務大臣(池田勇人君) 田中議員御質問にお答えいたします。質問が琳琅めたくさんありますので、簡単に答へたいと思います。

第一の、主計局を内閣に移管するについての所見いかん。ただいまのところ、内閣に移管する考えは持つております。御承知の通りに、最近の經濟情勢から申しますと、歳入歳出並びに金融財政は一体として考えなければならぬ重要な問題でござります。各國の例を見ましても、アメリカにきましては予算は大統領直属になつておりますが、イギリスにおいてはほとんど藏人院のもとにあるのであります。では、歳入と歳出は常に見合して行かなければなりませんし、歳入歳出のケールは金融に相当重要な関係を持っていますので、ただいまの制度がよいと考へております。

第二に、金融行政におきまして、主計省の方においては銀行局並びに理財局の所掌になつておつて、二元的ではないか、この御質問であります。銀行局は主元的にはございません。銀行局は主として金融機關の監督に当つておるのであります。理財局はその字の示すがごとく理財でございまして、内容は

二と二は財人 考らうな私大でお。け川のてのこ 花巻の よすと「貴がこの音にし

庫、外資、あるいは一般産業経済の事務を所掌いたしておるのであります。今回の見返資金の事務につきましては、お話しもありました通りに理財局でやることになつておりますので、決してこれは金融の二元化とは言えないと考えております。

ましては、設置法案に示しております
る通りに、主税局は税制の立案企画を
なす所であり、また別に税関行政、い
わゆるカストム行政の方をやります。
つまりブレーンの仕事をやつておるの
であります。が、國稅廳の方は主として
國稅一本に、國稅廳、國稅局、稅務署
と、実施方面に専念するために、かく
機構を改めた次第であります。

その次に、財務官設置の理由いかん
といふ御質問でございますが、御承知
の通り、アメリカの西ヨーロッパに對
します、いわゆるマーシャル案につ
きましては、西ヨーロッパはおおむね
國務大臣を置いてこの仕事をやつてお
るのであります。私は、行政機構の簡
素化という点から申しまして、また日
本国における実際の点から申しまして、
國務大臣を置く必要はありませんが、
最近のごとく財政経済事務に対しまし
て關係方面との折衝が非常に盛りたく
さんになつておる場合には、一人の財
務官を置いてやることが適當と考え
置いた次第でございます。

めまして、連絡調整程度にとどめたの
であります。総合財政官廳といたしま
して大藏省が地方財政に關係を持ちま
すことは当然でございまして、關係を
持てば、その間の調整をはかることは
また当然の帰結と考えております。
次に、國家公務員法に関する事務は
厚生省でやるべきであつて、大藏省で
やるべきでないではないかといふ御質
問でござりますが、國家公務員法の厚
生施設につきましては予算を伴う仕事
が多いので、臨時的にやつておつた次
第でございます。今後この問題につい
ては研究いたしたいと思います。

まして、地方自治法と大蔵省との権限の間に重複をいたしまするようなことは決してないものと思うのでございまして。御答弁申し上げます。(拍手)

〔國務大臣山口喜久一郎君登壇〕

○國務大臣(山口喜久一郎君) 大蔵省設置法の第十一條の九項に対する御質問であつたと思ひますが、先ほど大蔵大臣から御答弁申し上げた通りであります。(拍手)

○議長(幣原嘉重郎君) これにて質疑は終了いたしました。

討論の通告があります。これを許します。勝間田清一君。

〔勝間田清一君登壇〕

○勝間田清一君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま提案せらるました大蔵省設置法案、郵政省設置法の一部を改正する法律案、電氣通信省設置法及び電氣通信省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

場からいたしまするならば、これをいかに民主化して、そうして國民のための行政組織を運用するかに私はあつたと存ずるものであります。この二点の面から見て、現在の行政組織をいかに改革して行くか、それが國民のひととく要求しておつた問題だと私は存するものであります。

しかるに、このたび提案されましたところの各省の設置法、あるいはそれの基本をなす行政組織法のいづれを目指しても、そこに何らの合理性も見出しきができないのであります。(拍手)これは各委員会においての各大臣の答弁にも明確に現われておつたように、いわゆる定員法によつて首切りを実行しなければならない。その首切りの要求に基いてこの法律を制定せざるを得ない事情にあるということ、(拍手)これを明確にわれくは看取できましたのであります。これはまことに本來

か
ば、これはまことに重大な問題と言
ざるを得ないのであります。先ほど
大蔵大臣は、歳入と歳出を一緒のこと
ろで扱つておつた方がよろしいと、そ
うに簡単にこの問題を扱われました
けれども、事実はそういう簡単な問題
では断じてない。それなるがゆえに、私
も当時増田官房長官に対してこの点を明らかに
質問いたしましたところが、主計局の
処理の問題をも含めた行政組織の改
革を考えて行きたいという点を明らかに
答弁をいたしておりますが、
そういうふた問題に対する何らの考慮す
拂われていない一つの案でございまし
て、現在、あるいは農林省、あるいは
商工省、いろいろな省の面から見
おそらく私が想像いたしますならば、
現在の大蔵省以外の各役所は、この土
計局を内閣に移して、そうしてつづけ
な予算編成方針を立ててもらいたいと
考へておるに違いないのであります。

次に、賠償事務を賠償廳と大藏省と
わけ合つてやつておるではないかとの御質問でござりますが、賠償廳は御承
知のように賠償に関する企画あるいは総合調整をやる官廳でありまして、実際の賠償事務におきましては、國有財產については大藏省、商工業關係の賠償事務につきましては商工省、いわゆる企画面と実施面とをわけて行うこと
が適當と考えて、わけてやつておるの
でござります。

次に、地方財政の問題につきまして、大藏省の主計局、主税局等に地方財政を監督する意味の規定があるではないか、こういう御質問でござりますが、昔は大藏省の主計局あるいは主税局が所掌の事務によつて直接監督を
加えておりましたが、今回はそれを改

〔國務大臣本多市郎君登壇〕
○國務大臣(本多市郎君)　お答えいた
します。國稅廳の設置に伴う定員法案
の修正につきましては、関係方面の承
認等を得るためにたいへん遅れておりま
したが、本日提案いたしましたような次
第でございます。(拍手)
〔國務大臣木村小左衛門君登壇〕
○國務大臣(木村小左衛門君)　田中君
にお答え申し上げます。地方財政及び
地方税制に關しましては、今回設置せら
れまする地方自治廳においてこれを所
管いたします権限のありますことは御
承知の通りでございます。一方、大藏省
は國の財務を總括いたしております。從
立場から、地方財政に關しましてこれ
の調整をはかるところの権限を持つこ
とになつておるのであります。従い

案並びに國家行政組織法の一部を改正する法律案に対しまして反対を申し上げたいと存じます。

これは、先ほど田中委員より各大臣に御質問申し上げたことに対する答弁でもわかつておると考えますけれども、およそ行政組織の改革は、現内閣の、あるいは民主自由党的大きな公約であつたと存ずるのであります。そこで、その大きなねらいとするところは、現在の日本の国情から見て、いかん行政組織を簡素化し、あるいは能率化して行くかという、一つの合理性をどこに見出すかということであつたと思うのであります。それと同時に、現

を轉倒した政策と言わざるを得ませ
ん。すなわち、首切りの一定の人数を當
きめておいて、それを各省に割り当て
て、そしてここにでき上つた一つの
妥協案がすなわち各省の設置法として
生れたということ、われくはこれな
信する次第であります。こういう條
件のもとに、いかに大言壯語されま
ても、われくは、この中に眞剣な行
政組織の改革案が盛られておるものと
は断じて考えることができないのでで
ります。(拍手)

國務大臣本多市郎君登壇

を轉倒した政策と言わざるを得ません。すなわち、首切りの一定の人数を以て、そうしてここに引き上つた一つの妥協案がすなわち各省の設置法として生れたということ、われくはこれなきめておいて、それを各省に割り当てて、信ずる次第であります。こういう政件のもとに、いかに大言壯語されましても、われくは、この中に眞剣な行政組織の改革案が盛られておるものとは断じて考へることができないのと存ります。(拍手)

今度の予算の編成を見てもよくわかる通り、これほど日本の現実の社会に重大な影響を及ぼすところのこの予算の編成が、一大藏省の主計局の扱いによって處理されて行くところに、大きな無理があるのです。(拍手)それなりがゆえに、いわゆる予算の編成ができる、内示案といふものをもつて行なう。実際に、現在の日本國の再建いかんという問題は、おそらく民主自由党の諸君にいたしましても、党全体の問題であり、内閣全体の問題であると信じておられるとは私は思うのであります。その大所から予算が編成され、金融措置が考えられ、再建方策が考えられて行くというところに今後の大きな道筋があると存ずるのであります。それを考えずに、一大藏大臣の便宜主義によつてこの予算の編成権といふものが考えられておるといたしますならば、われわれは、この將來の編成が大藏大臣の一つの考え方によつてゆがめられるおそれも多分にあると存ずるものであります。(拍手)あらゆる省の、あらゆる分野の納得の行ける、透徹したところの日本政府の方針を決定する、その重大なる面が主税局にあるとするならば、これはアメリカのように大統領直属によつて予算の編成権といふものが持たれることが当然であると私は信ずるのであります。その意味に、あらゆる面において考へることができます。

ども、これらと安定本部とどういう関係に置くか、あるいはその他の省とどういう関係に置くか、いかに立体的に日本の行政機構を組み立てて行くかと単に首切りに基いたところの、いわゆる設置法というものを持つると、これは断じて許せないものであると私は信ずるのであります。しかも、私どもの考えておりますところの、いかに官廳を民主化し、官僚制度を拂拭して國民のための官廳をつくるかという点については、何らの考慮が拂われていいないのであります。

先ほどの答弁によりますれば、司令部の命によつていわゆる國稅廳をつくるということを今度初めて言われたそりでありますけれども、現在それならば稅務機構をいかに民主化して行くか、いかに能率化して行くかという問題も、ずいぶん大きな問題であり、各省の出先機關をどう民主化して行くかといふことも大きな問題であります。それらが、日本のあらゆる國民が一番要望しておるところの重点と言わなければなりません。この点についての明確な方針を確立することなしには、私は行政機構の改革は絶対にあり得ないと思うのであります。そういう意味で、ぜひこれらの問題を真剣に考えていただきたかつたけれども、それがなつた首切りのための便宜主義で組まれたという点において、根本的な欠陥をこの中に指摘することができると思うのであります。

は言うまでもなく、現在提案中のいわゆる参政官制度を設置するということがすでに提案になつておる。それから、この次にいわゆる定員法というものの設置することになつておる。これと現在のこの案とを考えて見まするならば、そこに私どもは重大な関連を見出さざるを得ないのでありますて、民主自由党の党内の事情についてどういうことがあるか十分私はわかりませんけれども、聞くところによりますると、参政官というようないすを設けて党内の事情をまとめて行こうというような考え方方が傳えられておるのでありますするけれども、もしそれが眞実であるといたしますならば、これは行政機構に名をかりて、もつと極端に言うならば、首切り行政整理を行うことに便乗して、それにプラスするところの参政官をつくつて行こうというのであって、これは行政機構の改革といふものと私は思うのであります。私は、そういう含みをここに考えまするがゆえに、いよ／＼もつてこの案の動機を疑わざるを得ないのであります。

〔井之口致推吾登廟〕

○井之口政雄君　ただいま一括提案されました郵政省設置法の一部を改正する法律案、電氣通信省設置法の一部を改正する法律案及び郵政省設置法及び電氣通信省設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案、この三法案に、日本共産党を代表いたしまして反対するものであります。

なる縮小の点が眼目となつておりますが、しかしながら、元來このライン・オーガニゼーションなるものは、新しく実施する上に、現実的にいかなる特質が生じて来るでしょか。その結果いかんによつては、單にこの縮小部分の検討に局限するというものではなくして、全般的な検討を必要とする次第であります。

まず第一、この法案によつて実現される機能の特質を見まするに、事務が簡素化されます。任務と責任が明確になります。これを遂行するにあたりまして、しかしながら現実において公務員法、人事院規則が苛酷に適用される結果になり、また特別会計法及び標準実施方式、標準指令、通信職員訓練法などという苛酷な圧迫が從業員を悩ます結果に立ち至るのであります。こうした圧迫的な事實を排除する、民主的な何らの保障がないのであります。従いまして、労働の強化、非人間的な服務が要求されて来る。責任量未遂行の場合には超過労働が強制されます。また強制や半強制の居残りとか残業とか、というものが課せられる危険が十分にあるのであります。

第二番目に、今までの旧式の機構であつた、千なりびようたん式のものはなくなりてしまふ。たとえば電氣通信省において見まするに、業務局とか施設局とか、本省から現業局まで系統的に一貫して機能別に局が運営されるという点はある。しかしながら、このために中央集権が強化されまして、これを民主化する他の施策がないために、新しい独裁的な官僚機構がまた樹立されるという結果に立ち至り、下部機構

は極端に機械化され、専門化されてゐる所以であります。運営の指揮命令は、大臣、次官の手から技術的監察官の手に移ります。会社の重役にも匹敵するようなこれら新しい官僚が、最終的な承認権、指令権を完全に掌握する結果に立るのであります。これでは、この事業が公共性を持つておるにかかわらず、利潤追求の單なる商業機関に失墜する危険性が將來濃く押しかぶつて来るわけであります。民主主義的な様相を持つたところの電気通信審議会でも、表面そのものでありますから、労働者とか、電氣器具のメーカーとか、労働者とか、電氣器具のメーカーといふような人たちの参加がこの審議会にないのです。

りまするから、政府の言う通りに必ずしも機構の簡素化や財政の節約にはなりません。ただ上部機構の一部分に、單に見せかけだけの廃合が行われるというにすぎません。

第四番目に、最も氣をつけていたべきなことがあります。日本全体の電信電話回線の二七%が警務用回線であります。ですが、それが電気通信省に移管されます。この施設は、今日もうボロボロになつてゐる。しかも、これを移管するにあたりましては、ただ単に設備がなければ移管するだけで、人とか金は移管しない。これから電信電話の費用はますます安くさせられるでございましょう。それゆえに、一方において警務力の強化が隠密の形でなされるのであります。電気通信の採算の基礎は非常に悪くなつて参るでございましょう。

第五番目に、最も重大なることで、日本の全國民に聞いていただきたいことが一つある。それは、外資の導入が上げ潮のようにこの通信事業にしみ透んで来る危険性であります。これは今から確実に予想されるところである。元來電気通信事業といふものは、昭和九年の特別会計法の制定以來、当時の金で毎年一億円、あるいはそれ以上の利潤を上げておきました。二十四年廟百二十億といふものが投資される予定にも推定約五十億の利潤が上るだろうと、もう今からすでに予想される。この最も有利な投資部門に、見返資金のありましようか。ライン・オーファンゼーションを今急速に実施するために、國內産の機械をもつとしてしては間に

合はない。急速に輸入するか、外國のペントを持つた外資と結合しておるところの日電とか東芝とか住友電工とか藤倉とか、こういうところの製品を必要とする。しかし、中小のメーカーは当然発展する余地がなくなつてしまふ。國營企業というものは、元來これを民主化して、さらに人民管理に移す、従業員の賃金を引上げる、單價を切下げて初めて公共事業としての本務を達せしめることができるのでありますのに、これとまつたく対照的な政策をとつて、首は切るわ、労働は強化するわ、機構は独裁化するわ、外資は導入して来るわ、そしてそれに奉仕するわ、こういうふうな結果に立至る本法案に対し反対せざるを得ぬのであります。

次は大蔵省設置法案に対する反対でございます。ごく簡単に申し上げます。その反対理由といたしまして、第一に、もしこの法案を実施するといいますならば、事務が具体的に規定されると利点はある。しかししながら、他面大蔵大臣の権限が非常に強化されて、官僚機構が依然として温存されるという点に立至るのであります。大蔵大臣の権限は、昭和十七年の大蔵省官制第一條の規定に比較いたしまして、今度は比較にならないほど強化されるのであります。

第二番目に、財務官という特別職が設置されます。これは次官と局長の間の地位を占めるのでありまして、この財務官の所掌事務は、官房にも局にも属せず、さらばといって課と同じ機構に置かれるものでもありません。これは國家行政組織法の第二條及び第七條

に違反する、きわめてあいまいなものであります。さらに財務官は、千七百五十億円の見返資金の運用にあたりまして涉外的な役割を負わされておりますが、こうした役割をこれに負担させることは、財政の自主性を危くする原因となつて來る。

第三番目に、この財務官が日銀に新たに設置せられることになりましたならば、日銀の政策委員会における大藏代表にでもなるうものならば、それこそ國家と金融資本との結合のシンボルとならざるを得ない。考えますと、自返資金運営の背景を見て、財務官こそは予算運営、資金運営の自主性を喪失させしめるための機關となると言わざるを得ないであります。

第四に、徵稅機構の強化をねらつておりますのであります。國稅廳が設置され、稅務署が増設され、稅務講習所が拡充され、國稅監查部が強化される。行政整理を敢行して首切りを一方に実行しているのに、こうした徵稅機構をどんどん拡充されることは、國民ひょしくこれには賛成しかねるところであります。浦和事件とか、あるいは中華人民共和国の税務官吏の收賄事件だと、全國至るところに巻き起つておる稅務署の不正化をこそはかるべきであるのに、かかる官僚的な收奪機關の強化拡大をかけることは反対せざるを得ないのであります。

第五に、附屬機關がやたらに増加されます。中央において二十四、各財政部に二つ、稅務署に三つ、あるいは審議會と称し、さまざま名前で増設さることになる。これらの機関によつて

人民の自主性はまったく押しつぶされてしまつて、圧制はます／＼激しくなり、收奪はます／＼進み、國民は憚むといふ結果に立ち至るのであります。かくして、この法案にわれ／＼は全面的に反対せざるを得ないのであります。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君） 小林進君。

「小林進君登壇」

○小林進君 ただいま提案されました大蔵省設置法案、郵政省設置法の一部を改正する法律案、電氣通信省設置法の一部を改正する法律案、郵政省設置法及び電氣通信省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、國家行政組織法の一部を改正する法律案、以上につきまして、私は新政治協議会を代表いたしまして反対の意見を述べんとするものであります。（拍手）

その反対理由の第一とするところは、これらの法律案がいづれも下級官吏の首切りを唯一の前提としてでき上つた改革案であるということであります。第二番目は、これらの法律案はいずれも行政の簡素化を標榜しながら、その実は行政機構をさらに複雑怪奇ならしめているということ、第三は、これらの行政改革はあくまでも高級官僚の勢力の温存に終始し、これが改革にあたつて、むしろ高級官吏が過分に勢力を張る傾向が強いのであります。第四に、現在の官僚機構に対する國民の世論というものがこの改革案に一つも盛られていないということであります。働く從業員諸君の氣持もまた少しも反映していない、ということであります。以上の四つの点において、われ／＼はこの改革案に反対せざるを得ないのであります。

史記

「小林進君登壇」

第一、國民は眞に行政改革を要望いたしております。しかし、國民の要望する第一の行政機構の改革は、すなわちわが國は敗戦國として國が小さくなつた、貧しくなつた、從つて、さればどの厖大なる行政機構は、これを敗戦國らしい簡素な行政機構に改めてもらいたい、そりして、願わくば國民負担の軽減をはかつていただきたいといふあります。

第二は、現在の官僚機構は、これまでいすれも硬直化して、あるいは事務が複雑多岐にして、その能率は非常に緩慢であります。従つて、こうした行政機構をすべからく改めて、國民の求めるがごとく簡素迅速に行政事務を処理していただきたいというのが、國民の要望の第二であります。

第三の問題といたしましては、終戦後高級官吏の不正、腐敗といふものが人口に膚次いたしております。こういう高級官吏の不正や腐敗を防止する意味においても、この角度から根本的に行政機構を改めていただきたい。これが國民の第三の要望であります。

第四の問題といたしましては、現在わが國は、いまだ民主政治とは言ひながら、事実の面において官僚政治ではないかといふ疑念と色彩が濃いのであります。この点に着眼して、すべからく官僚政治に陥りやすいところのこの行

政機構を改めていただきたい。これが國民の第四の要望であります。

しかるに、このたびの行政機構の改革は、國民諸君のこうした希望、こうした要望が一つも反映いたしておらぬのであります。この点において、われわれはまつこからこれに反対せざるを得ないのであります。

たとえて言えは、大藏省の設置法案におけるがごとく、財務官などといふ、あるいはまた主計局に次長を二人置くなどという、こういう必要がはたしてあるか。財務官制度は、先ほどもよくお話をありましたが、これは私は御殿女中の政治だと思う。こんな奥女市式、御殿女中式の政治は、私は不必要だと思ひます。

それから、審議会あるいは審査会等といふものが、大藏省だけで二十三も設置せられるのであります。これが月に一回ずつ会議を開くとすれば、一体これをだれが統制するのか、大臣が統制するのか、次官が統制するのか、わかれのわからぬよろ、あるいは独善的企業家に多分の利益をもたらすおそれのある、そういう審議会などといふものが設けられ、一方には首を切られて動搖する下級官吏にさらに強力なにらみをきかせるよろ、そういう監察局の力が強く書き出されておるの月一回この会合に出るとしても、月の

二十三日はこの委員会で暮さなければならぬ。こういう現実に運営困難なものを見つめ難列することは、すなわちこういう審査会、調査会といふものを民主的な姿に仮装して、高級官吏の自己の防壁をつくる陰謀にはからぬと私は思うのであります。それから今一方には、こうした審査会、調査会の一人首を切ることは、すなわち下級官吏の十人、五十人、百人を養うに値つて五案とも委員長報告の通り決しました。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて五案とも委員長報告の通り決しました。(拍手)

第六 國立学校設置法案(内閣提

出)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第六、國立学校設置法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部委員長

原彪君。

費で生活するぜいたく官吏は、一人よりも二人、二人よりも十人、できれば半分以上これを首切つて、ただいて、その分を眞に働くこの從業員諸君にわざとしに手をとり合つて祖國を再建しようじやないかといふのが、國民の眞の世論であります。そういう形が少しありでない。

この反動的、官僚的、高級官僚の勢力を温存して、何ら國民の世論を一つも反映せしめざるところのこれら行政機構の改革案に対し、われらはまつこより反対することを繰り返し述べまして、私の討論を終りいたします。

○議長(幣原喜重郎君) これにて討論は終局いたしました。

日程第一ないし第五を一括して採決いたします。日程第五の委員長の報告は修正であります。その他はいずれも可決であります。五案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

(賛成者起立)

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よ

つて五案とも委員長報告の通り決しました。(拍手)

第二條 この法律で「國立学校」と

は、學校教育法(昭和二十一年法

律第二十六号)第一條に定める學

校のうち、國立の大學及び高等

校並びに同法第八十三條に定める

各種學校で國立のものをいう。

第二章 國立大學

(名称及び位置等)

第三條 國立大學の名称、位置、學部

及びその國立大學に包括される學

校は、左表に掲げる通りとする。

國立學校設置法案
國立學校設置法

目次

第一章 總則(第一條・第二條)
第二章 國立大學(第三條・第八條)
第三章 國立高等学校(第九條)
第四章 國立の各種學校(第十條・第十一條)

第五章 職員及び職(第十二條)
第六章 雜則(第十五條)

附則
第一章 總則
(設置及び所轄)
第一條 この法律により、國立學校を設置する。

2 國立學校は、文部大臣の所轄に属する。
(定義)

第三條 この法律で「國立學校」とは、學校教育法(昭和二十一年法

律第二十六号)第一條に定める學

校のうち、國立の大學及び高等

校並びに同法第八十三條に定める

各種學校で國立のものをいう。

第二章 國立大學

(名称及び位置等)

第三條 國立大學の名称、位置、學部

及びその國立大學に包括される學

校は、左表に掲げる通りとする。

信州大學	山梨大學	福井大學	金沢大學	富山大學	新潟大學	横浜國立大學	東京水產大學	一橋大學
長野縣	山梨縣	福井縣	石川縣	富山縣	新潟縣	神奈川縣		
農工醫教育理部 文學部 學部 學部 學部 學部	工學部 學部 學部 學部 學部 學部	工學部 學部 學部 學部 學部 學部	工藥理教育法 學部 學部 學部 學部 學部 學部	工藥理教育文 學部 學部 學部 學部 學部 學部	農工醫教育文 學部 學部 學部 學部 學部 學部	工經學部 學部 學部 學部 學部 學部	水產學部	中央無線電信講習所
長野松本高等醫科大學 長野工業專門學校 長野青年師範學校 長野師範學校	山梨工業專門學校 山梨青年師範學校 福井工業專門學校 福井青年師範學校	福井工業專門學校 福井青年師範學校 金澤高商等級學校 金澤青師範學校 川青師範學校 川青師範學校	第四金澤高商等級學校 第四金澤青師範學校 第四金澤高商等級學校 第四金澤青師範學校 第四金澤高商等級學校 第四金澤青師範學校	富山高商等級學校 富山青師範學校 富山高商等級學校 富山青師範學校 富山高商等級學校 富山青師範學校	新潟高商第一等級學校 新潟青師範學校 新潟高商第一等級學校 新潟青師範學校 新潟高商第一等級學校 新潟青師範學校	橫濱醫科大學 新潟醫科大學 新潟醫科大學 新潟醫科大學 新潟醫科大學 新潟醫科大學	東京商科大學附屬商學專門部 神奈川青年師範學校 東京商科大學附屬商學專門部 神奈川青年師範學校 東京商科大學附屬商學專門部 神奈川青年師範學校	東京女子高等師範學校 東京商科大學 東京商科大學 東京商科大學 東京商科大學 東京商科大學

神戶大學		兵庫縣		奈良學藝大學		奈良女子大學		和歌山大學		鳥取大學		島根大學		岡山大學		廣島大學		山口大學		德島大學	
工医学 学部	農工科 理學部	水工科 理學部	農醫科 理學部	教文 理學部	農學 藝術學部	經學 文學部	理學 家政學部	學藝 學部	奈良 女子高 等師範 學校	米子 医科学 校	松江 医科学 校	岡山 医科学 校	廣島 医科学 校	山口 医科学 校	德島 医科学 校	德島 工科 大 學	德島 醫 學 科 大 學	德島 大 學	德島 大 學		
學 部	學 部	學 部	學 部	學 部	學 部	學 部	學 部	學 部	高 等 師 範 學 校	岡山 高 等 師 範 學 校	松江 高 等 師 範 學 校	岡山 高 等 師 範 學 校	廣島 高 等 師 範 學 校	山口 高 等 師 範 學 校	德島 高 等 師 範 學 校	德島 醫 學 科 大 學	德島 工 科 大 學	德島 大 學	德島 大 學		
醫 學 科 大 學	農 工 科 理 學 部	水 工 科 理 學 部	農 醫 科 理 學 部	教 文 理 學 部	農 學 藝 學 部	經 學 學 部	理 學 家 政 學 部	學 藝 學 部	奈 良 女 子 高 等 師 範 學 校	米 子 医 科 大 學	松 江 医 科 大 學	岡 山 医 科 大 學	廣 島 医 科 大 學	山 口 医 科 大 學	德 島 医 科 大 學	德 島 工 科 大 學	德 島 大 學	德 島 大 學	德 島 大 學		
學 部	學 部	學 部	學 部	學 部	學 部	學 部	學 部	學 部	高 等 師 範 學 校	岡山 高 等 師 範 學 校	松江 高 等 師 範 學 校	岡山 高 等 師 範 學 校	廣島 高 等 師 範 學 校	山口 高 等 師 範 學 校	德島 高 等 師 範 學 校	德島 醫 學 科 大 學	德島 工 科 大 學	德島 大 學	德島 大 學		

香川大學	愛媛大學	高知大學	福岡學藝大學	九州大學	佐賀大學	長崎大學	熊本大學	大分大學	宮崎大學
香川縣	愛媛縣	高知縣	福岡縣	福岡縣	佐賀縣	長崎縣	熊本縣	大分縣	宮崎縣
高松專門學校 新居浜工業專門學校 青島師範學校	高知師範學校	高知師範學校	福岡第一師範學校 福岡第二師範學校	九州大學附屬醫學專門部 福岡高等學校	佐賀醫科大學附屬醫學專門部 佐賀師範學校	長崎醫科大學附屬醫學專門部 長崎師範學校	熊本醫科大學附屬醫學專門部 熊本師範學校	大分經濟專門學校 大分青年師範學校	宮崎農林專門學校 宮崎青年師範學校
高松專門學校 新居浜工業專門學校 青島師範學校	高知師範學校	高知師範學校	福岡第一師範學校 福岡第二師範學校	九州大學附屬醫學專門部 福岡高等學校	佐賀醫科大學附屬醫學專門部 佐賀師範學校	長崎醫科大學附屬醫學專門部 長崎師範學校	熊本醫科大學附屬醫學專門部 熊本師範學校	大分經濟專門學校 大分青年師範學校	宮崎農林專門學校 宮崎青年師範學校
高松專門學校 新居浜工業專門學校 青島師範學校	高知師範學校	高知師範學校	福岡第一師範學校 福岡第二師範學校	九州大學附屬醫學專門部 福岡高等學校	佐賀醫科大學附屬醫學專門部 佐賀師範學校	長崎醫科大學附屬醫學專門部 長崎師範學校	熊本醫科大學附屬醫學專門部 熊本師範學校	大分經濟專門學校 大分青年師範學校	宮崎農林專門學校 宮崎青年師範學校

鹿児島大学	鹿児島縣	文理学部 農學部 水產學部	第七高 鹿兒島農林專門學校 鹿兒島師範學校 鹿兒島青年師範學校
(附置の研究所) 第四條 國立大學に、左表の通り、研究所を附置する。			

大学の名称	研究所の名称	位 置	目 的
北海道大学	低溫科學研究所 應用電氣研究所 触媒研究所	北海道	低溫における科學的現象に関する學理及びその應用の研究 電氣の應用に関する綜合研究 触媒に関する學理及びその應用の研究
東北大學	金屬材料研究所 農學研究所 選鉱製錬研究所 抗酸菌病研究所 高遠力學研究所 科學計測研究所 電氣通信研究所 ガラス研究所 苯水溶液化學研究所 ガラス研究所	宮城縣	鐵錫(その他)の金屬及び合金に関する學理及びその應用の研究 東北地方における農產(林產及び畜產を含む)及び水產に関する學理並びにその應用の研究 重要金屬の選鉱及び製錬に関する學理及びその應用の研究 抗酸菌病の予防及び治療に関する學理及びその應用の研究 高遠力學に関する學理及びその應用の研究 科學計測に関する學理及びその應用の研究 電氣通信に関する學理及びその應用の研究 ガラスに関する學理及びその應用の研究 非水溶液化學に関する學理及びその應用の研究 ガラスに関する學理及びその應用の研究
千葉大學	腐敗研究所	千葉縣	苯水溶液化學に関する學理及びその應用の研究 ガラスに関する學理及びその應用の研究
東京天文台	傳染病研究所		傳染病その他の病原の検査並びに予防治療に関する學理及びその應用の研究 天文學に関する事項の研究並びに天文觀測、暦編製、時の測定、報時及び時計の検定に関する事務
地盤研究所			地震の學理及び震度予測に関する事項並びに震度法に関する事項の研究

京都大學	名古屋大學	金沢大學	一橋大學	東京工業大學	東京文教大學	新開研究所	生産技術研究所	千葉縣	東京都	東京都	東洋文化研究所
						建築材料研究所	光学研究所	千葉縣	東京都	東京都	國民生活に必要な資源に関する立地自然科學の學理及びその應用の総合研究
						資源化學研究所	生産技術研究所				電波、赤外線、光波等のよく射線に関する化的事項の學理及びその應用の研究
						精密機械研究所	光学に関する學理及びその應用の研究				理學及び工學に関する學理及びその應用の総合研究
						電氣科學研究所	建築用材料に関する學理及びその應用の研究				電波、赤外線、光波等のよく射線に関する化的事項の學理及びその應用の研究
						燃料科學研究所	資源に関する學理及びその應用の研究				國民生活に必要な資源に関する立地自然科學の學理及びその應用の総合研究
						精密機械に関する學理及びその應用の研究	精密機械に関する學理及びその應用の研究				電波、赤外線、光波等のよく射線に関する化的事項の學理及びその應用の研究
						電氣科學研究所	資源に関する學理及びその應用の研究				國民生活に必要な資源に関する立地自然科學の學理及びその應用の総合研究
						燃料科學の學理及びその應用の研究	電氣科學の學理及びその應用の研究				電波、赤外線、光波等のよく射線に関する化的事項の學理及びその應用の研究
						日本及び世界の經濟の綜合研究	燃料科學の學理及びその應用の研究				國民生活に必要な資源に関する立地自然科學の學理及びその應用の総合研究
						用の研究	日本及び世界の經濟の綜合研究				電波、赤外線、光波等のよく射線に関する化的事項の學理及びその應用の研究
						環境医学研究所	環境医学に関する學理及びその應用の研究				國民生活に必要な資源に関する立地自然科學の學理及びその應用の総合研究
						空電研究所	空電に関する學理及びその應用の研究				電波、赤外線、光波等のよく射線に関する化的事項の學理及びその應用の研究
						人文科学研究所	世界文化に関する特殊事項の學理及びその應用の研究				國民生活に必要な資源に関する立地自然科學の學理及びその應用の総合研究
						結核研究所	世界文化に関する人文科学の総合研究				電波、赤外線、光波等のよく射線に関する化的事項の學理及びその應用の研究
						京都府	結核の予防及び治療に関する學理及びその應用の研究				國民生活に必要な資源に関する立地自然科學の學理及びその應用の総合研究

	工学研究所	工学に関する學理及びその應用の総合研究
	木材研究所	木材に関する學理及びその應用の研究
	食糧科学研究所	食糧の生産、加工、利用及び貯藏に関する研究
	微生物病研究所	微生物病に関する學理及びその應用の研究
大阪大学	産業科学研究所	自然科學に関する特殊事項で、産業に必要なものの基礎的學理及びその應用の研究
神戸大学	音響科学研究所	音響に関する學理及びその應用の研究
岡山大学	放射能泉研究所	放射能泉に関する學理及びその應用の研究
廣島大学	理論物理学研究所	物理学の基礎理論に関する総合研究
九州大学	温泉治療学研究所	温泉治療学に関する學理及びその應用の研究
	流体工学研究所	流体に関する工学の學理及びその應用の研究
	彈性工学研究所	彈性工学に関する學理及びその應用の研究
	産業労働研究所	産業労働に関する総合研究
	生産科学研究所	産業に関する基礎的及び應用的研究
長崎大学	風土病研究所	風土病に関する學理及びその應用の研究
熊本大学	体质医学研究所	体质医学の學理及びその應用の研究
北海道大学	理学部	附属臨海実驗所
	医学部	附属病院、附属病院分院、看護婦養成施設
	農学部	附属植物園、附属農場、附属演習林
帶廣畜產大学	畜產学部	附属農場
弘前大学	医学部	附属病院、看護婦養成施設
岩手大学	農学部	附属農場、附属演習林

第五條 國立大學の学部に、左表の通り研究施設を置く。

大學の名稱	学部	研究施設の名稱
東京大学	理学部	附屬臨海實驗所、附屬植物園
	医学部	附屬病院、附屬病院分院、看護婦養成施設
	工学部	附屬綜合試驗所
	農學部	附屬農場、附屬演習林
東京農工大学	理学部	附屬農場、附屬演習林
東京文教大学	農學部	附屬農場、附屬演習林
東京水產大学	水產學部	附屬農場、附屬演習場
新潟大学	医学部	附屬病院、看護婦養成施設
金沢大学	医学部	附屬病院、看護婦養成施設
信州大学	医学部	附屬病院、看護婦養成施設
岐阜大学	農學部	附屬農場、附屬演習林
名古屋大学	理学部	附屬臨海實驗所
三重大学	農學部	附屬農場、附屬演習林
京都大学	理学部	附屬臨海實驗所、附屬臨湖實驗所、附屬火山溫泉研究所
	医学部	附屬病院、看護婦養成施設
	農學部	附屬農場、附屬演習林

員の定員は、別表第一から第三までによる。

左に掲げる勅令は、廢止する。
國立総合大學令（大正八年勅令

官立専門学校官制（昭和二十一
年勅令第二百十号）

鹿兒島大學

農學部
附屬農場、附屬

林

九州大学	長崎大学	熊本大学	宮崎大学
------	------	------	------

農學部	醫學部	農學部	醫學部	附屬病院、看護
附屬農場、附屬	附屬病院、看護			

成施設
林、附屬水產實驗所
成施設

医学部	附属病院、看護婦養成施設
農學部	附屬農場、附屬演習林
農學部	附屬農場、看護婦養成施設
農學部	附屬農場、附屬演習林
三項合定ひ止め免職員に關する件に外、常に	三ま
官立高等學校官制（昭和二十一 年勅令第二百九号）	2
左に掲げる勅令は、廢止する。	左に掲げる勅令は、廢止する。
國立総合大學令（大正八年勅令 第十二号）	國立総合大學令（大正八年勅令 第十二号）
國立総合大學官制（昭和二十 一年勅令第二百五号）	國立総合大學及びその学部に關 する件（大正八年勅令第十三号）
東京大學講座令（大正八年勅令 第十四号）	東京大學講座令（大正八年勅令 第十六号）
京都大學講座令（大正八年勅令 第十五号）	京都大學講座令（大正八年勅令 第十七号）
東北大學講座令（大正八年勅令 第六十九号）	東北大學講座令（大正八年勅令 第十八号）
北海道大學講座令（大正八年勅令 令第二百六号）	北海道大學講座令（大正八年勅令 令第二百六号）
官立大學官制（昭和二十一年勅 令第二百六号）	官立大學官制（昭和二十一年勅 令第二百六号）
官立高等學校官制（昭和二十一 年勅令第二百九号）	官立高等學校官制（昭和二十一 年勅令第二百九号）
臨時教員養成所官制（明治三十 五年勅令第二百九号）	臨時教員養成所官制（明治三十 五年勅令第二百九号）
農學部	官立専門學校官制（昭和二十 一年勅令第二百十号）
農學部	國立総合大學及び官立医科大学 に臨時医学専門部を設置するの 件（昭和十五年第二百七十八号）
農學部	工藝技術講習所官制（昭和十五 年勅令第七百六十九号）
農學部	無線電信講習所官制（昭和十七 年勅令第二百七十四号）
農學部	水產講習所官制（昭和四年勅令 第二十二号）
農學部	官立盲學校及聾啞學校官制（昭 和二十一年勅令第二百十一号）
農學部	低溫科學研究所官制（昭和十六 年勅令第一千一號）
農學部	應用電氣研究所官制（昭和十八 年勅令第五十六号）
農學部	触媒研究所官制（昭和十八年勅 令第五十七号）
農學部	金屬材料研究所官制（大正十一 年勅令第三百六十一号）
農學部	澀鉱製錠研究所官制（昭和十六 年勅令第三百六十八号）
農學部	抗酸菌病研究所官制（昭和十六 年勅令第一千百十九号）
農學部	科學計測研究所官制（昭和十八 年勅令第五十四号）

な事項は、法律又は政令で定める。」とされております。「國立大学に附屬の学校を置く」という重大な規定を、單なる政令で発した場合に、いかなる結果が起るありますか。その学校の独特の性格及びあらゆる角度から見て最も妥当と思われるものは、やはりわれく、國会の審議を経た法律案として規定する以外に断じて許されないのあります。

また第八條の、國立学校の学部に置かれる講座とか、あるいはこれにかわるべき種々なる重要事項を文部省令で定める、これまた大きな委任をしておるのであります。さらに第十三條においては、「各國立学校に置かれる職の種類及び定員については、文部省令で定める。」と規定されておりまして、現在大学に置かれておりまする教授、助教授、事務職員、技術職員あるいは教務職員のごときものを、單に文部省が大臣の権限において命令を發すという規定を設け、特に定員においても、これを命令に委任しておるのであります。現に内閣委員会に上程されておりまするところの定員法と関連する問題でありまするが、少くとも各國立学校の職員の定員については國会の審議を経た後においてなさるべきであることは断じて許さるべきことではないのあります。

ります國立学校設置法案に関して、民主自由党を代表いたしまして二、三の希望を申入れ、本案に賛成の意を表明せんとするものであります。(拍手)

六・三・三・四制の学制改革は、新日本建設途上の重要な事項であります。それで、戦争放棄を宣言し、文化平和国家を目指すわが國としては、世界に対しわが國の性格を立証する根本的学制改革であったのであります。六・三・三制は、平和樹立の目的と輝かしい希望とよつて出発したのであります。今日諸般の事情により、國民の文教に対する熱意に完全に沿うだけの施設を欠くところのあることは、はなはだ遺憾とすれどあります。が、今日國立学校、特に新制大学を中心としての國立学校設置の方針を確立することができたことを喜ぶものであります。

第一、この設置法案に盛られており、ます大学の配置などは、委員長報告の通り、大學設置委員会が十一項目日の原則を立て、その要項に従つて慎重なる審議を経られたのであります。各府県、各学校独自の歴史的傳統を生かし、同時に將來の發展と當該學校の使命を尊重するの意図をもつて、専門的、技術的の考査の結果、地方の輿望を調査し、その答申に基いているのであります。あくまでも大學設置委員会の答申を尊重し、全國各府縣の均衡を得て、その苦心のあと歎然たるものを見るのであります。文部委員会としてその修正をいたしました箇所について、委員長報告に漏れておる二、三を申し上げて

賛意を表したいと思うであります。

に基く大學設置委員会の答申を基礎としたしました修正なのであります。しかし

すなわち上田織維専門学校を信州大學の織維学部とすること、秋田鉱山専門学校ほか二校を秋田大學といたしまして、秋田鉱山専門学校をその鉱業学部と定めましたことについても、まさしく設置委員会の答申に根拠を置いたものであります。それに附隨いたしまして一言特に御了解を得ておきたいと思いまことは、この秋田、上田両専門学校の特異性を特にその学部において生かすこと、また自主性を認めつつ、すでに初級年度より専門的教育を特に施す等の希望條件が盛られてゐることを御了承願いたいと思うのであります。なお文教大学を教育大学と改めましたことについては、その学校の構成、學校の歴史的な傳統を如実に生かし、教育学研究という最高峰を目指す希望を盛るために、独自の立場から教育という名前に修正をいたしたのであります。

現在六十九になんくとする新制大學を目指す、まじめなる学生諸君が、この法案の一目も早く成立せんことを、つるのことく首を長くして待つておるのであります。私たちこの審議に当りました者も、この教育の、文教の神聖、尊重を心といたしました。今日この審議を願い、成立することを喜んでおります。

第三の反対は、大學の程度の低下を重する慣例に基いて來ておるのであります。この慣例を破り、圧迫的に、いわゆる官僚行政の強化をはかるという意味を盛られておるということは、曲解をするものであらうと考えるのであります。

○若林義孝君(続) 野党的諸君は、この法案に對して全面的に反対をして、この慣例を破り、圧迫的に、もしこの法案がこの國会を通過せざる場合はどういう結果を引き起すかをお考へになつたかどうかを尋ねたい。もしこの法案が一日遅れ、二日遅れ、三日遅れるようなことがありましたならば、十幾万という新制大學を目指す学徒諸君が、その行くべきところを失いまことにこの文教を憂えらる心持はわかりますが、まことに憂ふものなのであります。

○小林運美君 私は、ただいま上程になつております國立學校設置法案並びに同修正案に對しまして、民主黨を代表いたしまして全面的に反対の意見を表明いたします。

○議長(幣原喜重郎君) 若林君、申合

せの時間が参りましたから簡単にお願

いいたします。

○若林義孝君(續) 野党的諸君は、

この法案に對して全面的に反対

を表明せられるのであります。しかし

この問題に關しては、るる御説明もあ

りました。第三條によりますと、國立

大學の名稱、位置、學部及びその國立

大學に包括される學校は左表によつて

つけられた法案に基く學校で習うとい

う氣持がもしかりますならば、永久にこの學校に学ぶ者の氣持の暗いことを

考えますので、私たち心から満場一致、何の反対もなくこの法案通過を願したのであります。先ほど來社會

の方から述べられ、また次に反対意見が述べられました。その反対の理由をとつてみますと、こういうところに理由を持つておられます。

第一、民主黨の一つの部屋の反対の理由をいたしましては、この大學設置委員会がつくられましたところの大學設置に関する十一原則に不満を持たれておるであります。

(拍手)

第二の理由をいたしまして、先ほど受付議員の表明せられました反対理由は、五條、七條、八條、十三條、十五條のいわゆる政令、省令による方

が、遺憾ながら諸般の事由により九億円ということになつておるのであります。

この財政的基礎の貧困であることは御指摘の通りであります。これは御承知の通り、四十二億円の予想をもつて出発したところの新制大學であります。

第三に、財政的の根拠がないとい

ことについての反対なのであります。

この財政的基礎の貧困であることは御指摘の通りであります。これは御承

考えるのであります。

第四に、財政的の根拠がないとい

ことについての反対なのであります。

妨害をするのは、ある種の意味においてこれを利用しようとするものであ

り、この陋劣なる心事を改められんこ

とを希望してやまない次第であります。

(拍手)

ここにつつしんで、將來のわが國文

教のために最大なる敬意を表しつつ、

本案に對し民主自由党の賛成意見を表

明した次第であります。

(拍手)

ここにつつしんで、將來のわが國文

教のため最大なる敬意を表しつつ、

本案に對し民主自由党の賛成意見を表

明した次第であります。

(拍手)

決定されることになつておりますが、学部の設置のごときは、將來において、それ／＼の学校においての変動があるべく、そのたびごとに國会の議決を要するということは、まことに手続上煩雜でございまして、大学の自主的運営を妨げるものではないかと思われる点であります。また第十四條、第十五條の、國立大学の職員の任免、懲戒その他の人事管理、國立學校の組織及び運営等について、國家公務員法及び教育公務員法、文部省令で定めることになつておりますが、これらも大学の自治にまかすべきではないかと思われる点であります。第七條、第八條も同様であります。第七條、第八條も同様であります。この件に関しましては、文部委員会において、大学自治に対してもおりますが、これらも大学の自治ではありません。このおの／＼の條文によりまして金銭を支給するということは、まことに遺憾に存する次第であります。

けが反対しているというようなお話をありましたたが、あなたの方の民自觉の有力なる議員が、委員会において、この十一原則に強力に反対しておつたという事実を、私はここに表明したいのです。かようなことは、文部当局の相もかわらぬ御都合主義であつて、官僚統制の弊弊をそのままに現わしておるものであります。なお、大学設置にあたりまして大学設置委員会に諮問をする場合でありますか、設置委員会は、当該の学校がその設備や教授陣容その他において大学としての資格ありやいなやを検討し、諮問に答申するのが本來の使命と信ずるのであります。が、当局の御都合主義によつて、これらの諸問にあたりまして、はなはだ遺憾なる行動があつたようと思われるのであります。

織維専門学校を独立の大学として設置することを、地元長野縣はもちろん、全國關係業者の熱烈なる要望もあります。しかし、世界にただ一つの織維に関する限りある独立大学を設置いたしましたのであります。私は成規の王統を終まして、否決されたのであります。このことは、我が國織維業界、織維産業の發展のために、國民經濟の再建上まことに遺憾であることを、ここに表明いたしておき次第であります。(拍手)

なお最後に一点、國立学校の名称に關しまして、政府原案の東京文教大学を東京教育大学に修正したことでもあります。これは東京文理科大學と東京高等師範學校との両者の間にいろいろ意見の対立があつたようになりますが、かような問題は学校当事者間におきまして自治的に決定すべき問題でありまして、これを國会に持つて参りまして政爭の具に供するようなことは、大學の自治の建前からいって、まことに遺憾なことと存ずるのであります。(拍手)

以上を申し上げまして、私は政府の原案並びに修正案に民主黨を代表いたしましたして反対の意思を表明した次第であります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 今野武雄君。

(今野武雄君登壇)

○今野武雄君 私は、日本共產党を代表いたしましたして、この法案並びに修正案に対しても反対の意向を簡単に申し述べてみたいと存じます。

第一の反対点は、この法案が提出せ

立学校設置基準法、大学行政法その他
のものを基礎とすべきでありますし、
そういうような計画は、文部当局とし
ても持つてはいたはずであります。とこ
ろが、これらの大学関係の全法案に対
して、昨年以來大学の学生並びに教授
諸君の間から非常に大きな反対運動が起
つて参つた。反対運動というとおかし
いようでありますか、実は昨年の秋に
文部省から大学法試案要綱なるものが
出され、それがまさに今日幾つかに分
割されて出て來てゐるのありますし、
それに対する反対が去年からずつ
と起つていてあります。この反
対運動は、今日においては全國的な規
模に拡大されて参りまして、一昨十
六日までにわかつてゐるだけでも全國
で六十の学校がこのためにストライキ
に入るというような不祥事まで起して
いるわけであります。それからまた、
先日関西の学生諸君並びに教授諸君の
代表が、國会に、四十万の署名を集め
て持つて参りました。み反対の意向
を表明した署名であります。そり
うふうに、この問題に對しては非常に
大きな輿論が動いている。しかもそれ
が、大学の教授とか、あるいは大学の
学生とかいうような、日本においては
有識者に屬する人々の間において非常
に熾烈な反対の輿論が動いているので
あります。

ますが、これは実は非常に重大な意味を含んでいると思う。と申しますのは、この敗戦を機としたとして、日本は新しく生まれかわることになつたわけですから。こういふうに世の中が生まれかわるる所とするときには、おのずから学術に対する態度もまたかわつて来るはずです。そこで、新しい学制といつて定めたようなものが定められて来ているわけでござりますが、特にこの大学といふものは、その國の学術の基本を定められたものでありまして、従つて西洋諸國においても、あるいは過去の日本においても、大学が設けられるというのは、いずれもその時代、その社会の切実な要求に基いて起つてゐるのであります。日本の例で申しましても、かの明治初年に慶應、早稲田ができた事實を考へても、あるいは札幌の農学校ができた事情を考へてみましても、いずれもその時代の要求になつてできています。ところが、そういうような、大學はいかにあるべきかというような立場についての輿論をまったく無視して、そういうものについて論議を盡さずして、ここに大学を出発させようとしている。こういうことは、將來の日本の學術を誤るおそれがあるわけであります。

の遅れがあると言つてもよからう。ところが戦後において、日本の学術の研究所並びに大学においては、研究費の不足等のために、まったく研究施設は荒廃に帰し、また研究者も生活にあえぐという有様で、学術の研究といふものがまつたくなされていないような状態であります。これは大きな意味で言ふのです。たとえば東京大学の物理學教室においては、実驗物理の研究室筆頭に、一年の研究費がたつた一方円であります。理論方面の研究費は一年間三千円というようなことになつておる。これが一つの研究室の予算であります。これは昨年、二十三年度の予算であります。こういうようなことは、まつたく学術の研究はできない。たとえば東北大学には、世界に誇るべき金属材料研究所があります。御存知のように本多光太郎博士が設立したものであります。この金属材料研究所も、今までたく研究の機能を停止しておるわけであります。その他電気試験所、通信研究所、あるいは傳染病研究所その他あらゆる研究所が現在解体またはストップしておるわけであります。こういうように、日本の学術といふものは現在荒廃に帰しつつあるといふ事実、これは将来日本がほんとうに自立して、産業の上でも繁榮して行くことを心すべきことであります。学問といふものは、一旦根が絶えましたならば、なか／＼芽が生えないものであります。日本が戦前までの学術の水準に達するまでに実に長い苦心を要したとあります。日本が戦前までの学術の苦勞が、

ここでもつて誤った政策のために消え去らうとする、このことに対しては、われくは非常に重大な関心を抱かざるを得ないわけであります。

今度の新制大学の案によりますと、これは修業年限が四年でありますから、そのうちの二年は一般学科をやつておる。現在の高等学校を、もつと程度を低くしたようなものだ。そうして、あと二年で専門学科をやるといひのである。だから、結局現在の専門学校、あるいはそれ以下のものにしかならないのですから、東京大学にせよ、東北大学にせよ、また京都大学にせよ、ああいうような大學が、全部そういうよう、わざりく程度が引下げられてしまうのであります。せつかく実力がある、あの東京大学にせよ、東北大学にせよ、また京都大学にせよ、ああいうような大學が、全部そういうよう、わざりく程度が引下げられてしまうのであります。こうすることによつて、先ほど申しました學術研究施設の荒廃と相並んで、日本の學術というものは永久に殖民地的な段階にとどまらざるを得ない。(拍手)こういろいろなことに相なる次第であります。

重くなりまして、またのたれ死にするに違いない。それで、いよ／＼もつて日本の学問の荒廃を持ち來すに違ないのです。

先ほど若林君から、これが出発できなかつたらどうするかという話でありますたが、文部省は輿論を無視して、今までずっと既成事實をつくつて、教授なんかの任命まで行つて來て、そうしてこの法案を突きつけておる。こういうような態度こそ將來を誤るものだと思う。われ／＼は、たとい一年かりに遅れても——これはもう非常に懶端な場合ですが、たとい一年遅れても、もつとりつけなものをつくらなければいけないと考へておる。なぜならば、學術の問題は、さつき言つたように將來長く日本を支配する問題だから、そういうようなわけでありますと、私ども、とうていこの法案に賛成することができない。

その他いろいろ／＼文句もあるのであります。が、それは今までもうすでに申し述べられておりますから、私は省いておきます。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決に入ります。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。(拍手)

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、資金業等の取締に関する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(席原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(席原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加されました。

資金業等の取締に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。大藏委員会理事官幡靖君。

第一條 この法律は、資金業等の取締を行ひ、その公正な運営を保護するとともに不正金融を防止し、もつて、金融の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「資金業」とは、何らの名義をもつてするを問わず、金銭の貸付又は金銭の貸借の媒介をする行爲で業として行うものをいう。但し、左に掲げるものを除く。

一 國及び地方公共團体の行うる

用組合、農林中央金庫、商工組合中央金庫及び農業協同組合、水産業協同組合その他貯金の受入を行う組合をいう。以下同じ。)その他その業を行うにつき他の法律に特別の規定のある者の行うもの

三 物品の賣買、運送若しくは保管又は物品の賣買の媒介を業とする者がその取引に附隨して行うもの

2 手形の割引、賣渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付は、前項の金銭の貸付とみなす。

3 この法律において「貸金業者」とは、貸金業を行ひ者で第四條第三項の規定による届出受理者の交付を受けたものをいう。

(貸金業の届出)

第三條 貸金業を行おうとする者は、あらかじめ左に掲げる事項を記載した届出書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一 氏名、名称又は商号

二 住所又は営業所若しくは事務所の所在地

三 法人又は法人でない社團若しくは財團であるときは、その資本金額若しくは出資金額又は資附財産の金額並びにその代表者又は管理人の氏名及び住所

四 業務の種類

2 前項の届出書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一 法人又は法人でない社團若しくは財團であるときは、定款又は寄附行為、主要な株主又は出

測量法案

一、昨十七日提出した緊急質問は、次
通りである。
阿波丸請求権の処理のための日本國
政府及び米國政府間の協定等の連絡
の疑義についての緊急質問（志賀義
雄君提出）

